受診時特別料金 Q&A

Q 受診時特別料金とは？

- 厚生労働省が定める「初診時特別料金」及び「再診時特別料金」のことであり、病院ごとの外来機能の明確化や医療機関間の連携を推進するためのものです。当院を含む地域支援病院は紹介患者や救急患者を中心に診療を行う役割があるため、まずはかかりつけ医の受診をお願いいたします。

Q 内科で定期通院していますが、新たに整形外科にかかる場合、特別料金はかかりますか？

- 令和４年 10 月１日より、初診時特別料金として 7,700 円が必要となります。
  当院で治療中以外の疾患については、まずはかかりつけ医の受診をお願いいたします。
  なお、医師が必要と判断し、院内紹介を行う場合は必要ございません。

Q 救急外来を受診した場合、紹介状が無いと特別料金はかかりますか？

- 緊急性のない受診と判断した場合、時間外特別料金として 5,500 円が必要となります。
  また、初診であった場合には、上記とは別に初診時特別料金として 7,700 円が必要となります。
  救急外来の適切な受診をお願いいたします。

Q 除外対象となる公費負担医療制度の具体的例を教えてください。

- 例えば特定疾患や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。その他、県単独事業における 特定疾患や障害者医療も含まれます。
  なお、乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は選定療養費の徴収対象となります。

市立宇和島病院